

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北秋田市

### 2 構造改革特別区域の名称

阿仁マタギ特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

北秋田市の区域の一部（旧阿仁町）

### 4 構造改革特別区域の特性

#### 1) 位置、地勢

旧阿仁町は、秋田県の中央山岳部にあり、昭和 43 年に県立自然公園に指定された阿仁川の上流にそびえる標高 1,454m の森吉山の西麓と南麓に位置する。この森吉山の標高 1,100m 以上にはアオモリトドマツ、山麓一帯にはブナの原生林が多く、日本の滝 100 選の 2 位となった安の滝や国指定特別記念物桃洞杉、佐渡杉の原生林が存在する。町の区域は、東西の長さ 22km、南北の長さ 23km、総面積 371.92k m<sup>2</sup> と広大で、その 96% が森林の急峻な山岳地帯である。

集落は、800～1,000m 級の山々に囲まれた町の中央を南北に流れる阿仁川沿いに点在し、県の中心市街地秋田市までは約 90 k m、郡内の中心市街地大館市までは 50 k m と離れている。

#### 2) 気候

気候は、県下でも有数の豪雪地帯で東北地方の日本海側によくみられる内陸型山地気候ともいえる状況を見せており、海岸部より降水量が多く、森吉山山系を背景にして夏は高温多湿、冬は大陸からの北西の寒気団が流れ込むために 11 月下旬から 3 月中旬までの 4 ヶ月間は降雪期となる。

このような湿潤の気候は、スギの生育を助け、また、夏の高温、雪解け水や多雨に恵まれて水が豊かであるから水稻の栽培に適し、稲作を中心とする農業を発展させてきた。

#### 3) 人口及び産業の推移と動向

旧阿仁町の人口は、昭和 35 年の 2,100 世帯 11,339 人をピークに年々減少の一途にあり、平成 12 年の国勢調査においては、1,520 世帯 4,443 人と 40 年間で 580 世帯 6,896 人の減となり、60.8% の人口減少率となっている。

年齢階層別人口は、年少人口（14 歳以下）469 人、生産人口（15 歳～64 歳）2,305 人、老齢人口（65 歳以上）1,669 人で、年少人口は 88.8% の減少率で総人口の減少率を大き

く上回っており、反面高齢人口は3倍を超え、構成比37.6%は全国17.3%、秋田県23.5%を大きく上回る高齢化率県内一となっている。これは、地元での就労の場がないため、年々若年層の町外流出が増大したことにより、出生数の急激な減少となって表われ、過疎化と高齢化に拍車をかけている。

残念ながらこの傾向は、今後も続くものと思われ人口推計によると2010年には、約3,500人程度まで減少すると予測されている。

平成12年国勢調査の産業別就業者数は、就業者者総数が1,913人で、第1次産業352人、第2次産業697人、第3次産業864人となっており、昭和35年3,056人であった就業人口と比較すると59.7%の減少率となっている。産業別の比率を見ると第1次産業が減少し、第3次産業が増加傾向にあるが、全国、県平均からすると依然として第1次産業の占める割合が高い。

平成13年度の本地域の1人あたりの所得水準について、1,645千円と県平均の68.5%で県下でも最も低位にある。

これは、鉱山の閉山や山間地特有の生産基盤の劣悪に加え、高齢化、零細性、過疎化などマイナス的要因にあるが、現在、基幹産業である農林業を守り育てようと、意欲的な担い手が育ち始めており、収益性の高い戦略作物に取り組んでいる一方、地域固有の自然、歴史文化を活用した観光事業にも積極的に取り組んでおり、現在緩やかではあるが、明るい傾向が見え始め、観光振興による地域産業の活性化に期待を寄せている。

#### 4) 伝統文化と地域づくり

旧阿仁町は、昭和30年4月に阿仁合町大阿仁村が合併して誕生した町で、鉱山という鉱工業技術文化とマタギという狩猟の伝統文化により他の地域とは異質な社会を形成してきた。

鉱山は、延慶2年(1309年)に阿仁金山が開発されて以来、相次いで銀、銅が発見され、藩政時代の享保年間には産銅日本一を記録している。維新後の官営時代には、政府の積極的な多額の投資や外国技術の導入などがあり、県北有数の繁栄を極めた町でもある。又、中央との交流や異国人の到来などで文化の伝来も早く、優れた人材輩出の土壌が培われている。その鉱山も時代の流れで昭和45年閉山を迎えた。現在は、当時の文化の伝承する資料館と鉱山技師により建設された国の重要文化財に指定されている異人館を併設し、観光施設として多くの人々が訪れている。

マタギは、古い伝説と独特の信仰を継承してきた狩人の集団のことで、当地域が発祥の地である。当地域に存在するマタギ集落は、当時高い山巔に囲まれた谷奥や狭隘な盆地に位置しており、道路が整備される前はけわしい峠を越えなければ入ることのできない隔離した山村であり、古くから伝統猟法によって捕獲した狩猟物、採集した林産物及び農産物の消費・行商によって生計をたててきた。このマタギ文化は、産業構造、森林環境の変化によって、その生活基盤が大きく変り衰退の一途にあるものの、現在も一部では世代を越え受け継がれている。

マタギ発祥の地として、これまで、映画「マタギ」「イタズ」の制作舞台となるなど

し、マタギ、熊の町として広く県内外に知られるようになり、町の標語「北緯 40 度 マタギの里 あに」にあるように、この誇り高き文化を大切にしている。平成 9 年には、マタギの里整備計画を策定し、熊牧場を核として、区域内の整備を積極的に進めてきている。

今後更に、森吉山の広大な緑の中、「マタギの里」に自然資源、伝統文化を最大限に活用した、人が自然の一部である事を体感でき、人々の心身安らぐ場としての整備を図り、人々の往来が活発化され、その波及効果として、地域全体の地場産業が再興の道へ進む魅力ある山村建設の実現を目指している。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### 1) 山間地域の生活と文化(マタギに代表される採集文化)の現状

本地域は古くから伝統猟法によって捕獲した狩猟物、農林水産物の消費・販売を主軸に生計をたててきた。すなわち、旧来のマタギ集落(コミュニティ)は、農繁期における耕作(田畑)、農閑期における農林水産物(山菜、キノコ)の製造および冬期の狩猟等、季節的・地域的分業により、高い自給率を維持するとともに、採集物・生産物の販売による外貨の獲得を得てきた。このような栽培文化と採集文化に大別される伝統的社会形態は、結果的に自然環境との共生・共死関係を維持してきた。

しかし、産業革命以降の産業構造・森林環境の激変、狩猟活動への一元的制約は、地域経済の衰退、狩猟者の減少と採集文化に裏打ちされた人と自然と一体化した伝統的山村社会の崩壊を惹起することとなった。また、木材需要の低下等による基幹産業である農林業の衰退、新規産業として期待されている観光産業の伸び悩みは、地域経済の低迷を助長し、当地域における高齢化・過疎問題をより一層深刻なものとし、住民の自信を喪失させている。

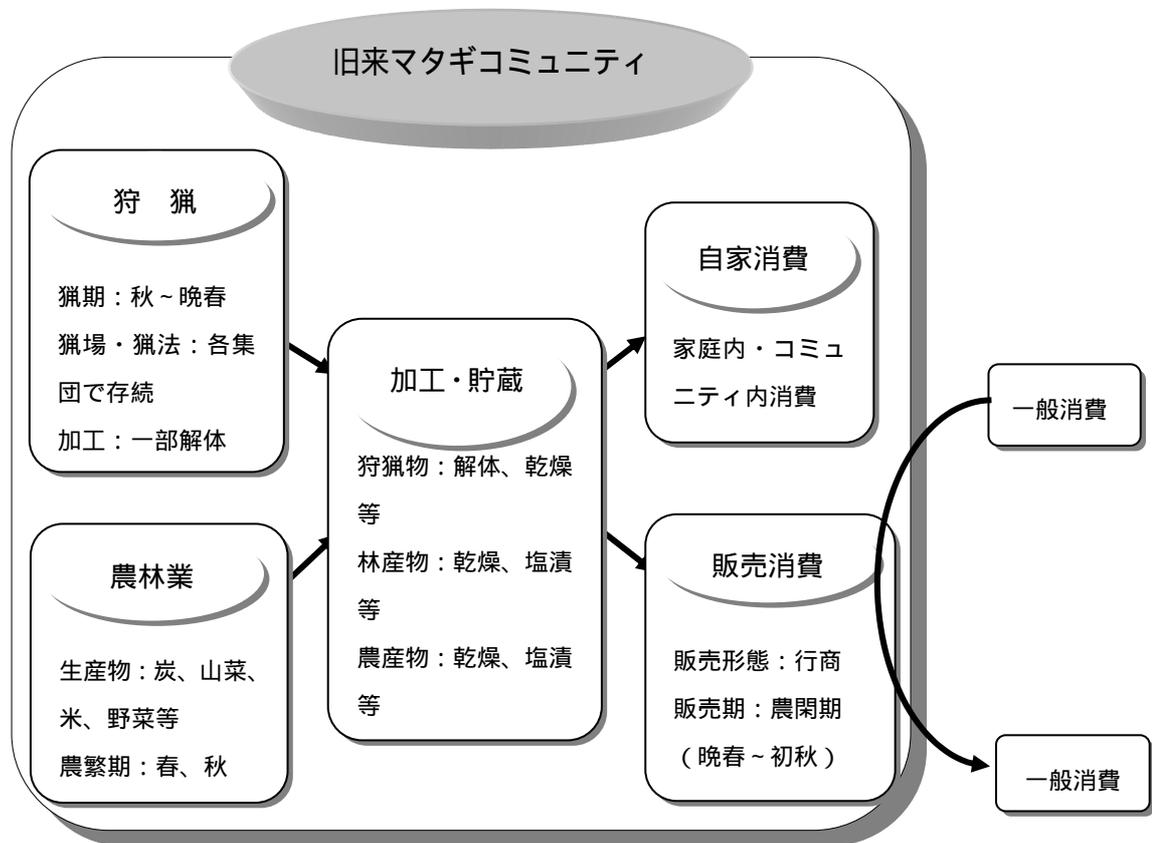
### 2) 山間生活文化を素材とした観光産業の育成を機軸とした地域振興の具体化

近年山村農村と都市部を有機的に結びつける交流形態として、エコツーリズムやグリーンツーリズムが注目されている。本地域においてもインタープリター養成(インタープリター(説明・理解・通訳(誰かに自然の事を伝える人))によるネイチャーガイドを中心としたエコツーリズムが徐々に実用化されつつあり(インタープリタースキルアップ事業)、安の滝(日本の滝百選)や阿仁スキー場ゴンドラ運行にともなったガイドプログラムに加え、マタギと歩く・学ぶ体験プログラムも開発されつつある。また、農家による農業体験プログラムも地域有志により具体化されてきている(グリーンツーリズム推進事業)。今後両者の組み合わせ(たとえば離れた箇所が存在する自然体験ガイドプログラムの途中で、農業体験プログラムを組み入れる等)による、より質の高い旅行プログラムの提供、受け入れ基盤の整備による具体的な地域振興が図られる。

### 3) 地域のアイデンティティ再生

地域経済の地盤沈下や山間生活文化(栽培・採集文化)に対する一面的な理解が、本地域の過疎化に大きく影響しているとともに、地域住民の自信を喪失させかねない現状を

招いている。そこで、地域情報を積極的に発信、交流人口増大、エコツーリズム・グリーンツーリズム等地域密着型観光を通じて、山間生活文化(マタギコミュニティ、暮らしぶり)をより正確に伝えていくことは、地域経済の活性化に大きく寄与するのみならず、地域ならではの魅力再発見につながり、ひいては住民の自信・元気回復による地域再生が図られる。



マタギ: クマ、カモシカなどの大型獣を捕獲する技術と組織をもち、狩猟を主な生業としてきた人のこと。マタギ集団はリーダー(シカリ)による統制のもと、巻き狩りと呼ばれる集団狩法を行い毛皮などの行商をして生計を立て、信仰、禁忌、言葉、慣習、しきたりなどあらゆる面で独自の文化を形成してきた。

マタギコミュニティ: 集団狩猟採集物はマタギ勘定で平等に分配され、その他採集物・生産物と合わせて各集団・家庭で加工・自家消費されることで、マタギコミュニティ内における自給自足が維持されてきた。また、自給できないものを確保するため農閑期に行商が行われ、他地域との流通があった。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### 1) 交流人口の増大。情報発信(外向け)

本地域は、花の百名山「森吉山」を中心に日本の滝百選「安の滝」、森吉山阿仁スキー場 Gondola (樹氷、春夏秋期運行)、ノロ川ブナ原生林、環境省森吉山野生鳥獣センター等、有数の自然観光資源が存在するにもかかわらず、観光市場では未だマイナーであることは否めない。しかし、第131回直木賞受賞作「邂逅の森」(熊谷達也著)で注目され

ているように、本地域特有の文化を形成している。そこで、近年急増する自然体験型観光（エコツーリズム・グリーンツーリズム）の中でも「マタギ文化」、「原生自然」等本地域特有の資源を生かした企画立案、告知宣伝活動等の観光振興を基軸とした策を展開し、併せて広域的な観光団体や行政が連携を取り情報発信のネットワークづくり（情報共有化・発信機能向上事業）を行うことにより、広域的な観光情報網の確立と、旬の魅力のある情報提供が可能になり、交流人口の増大を図ることができる。

## 2) 産業育成・地域経済活性化の促進（内向き）

旧来の通過型観光では来訪者の満足度が低だけでなく、地元経済効果も決して高いとはいえない。そこで、ネイチャーガイド・グリーンツーリズムインストラクター等地域住民によるインタープリテーションをとおした、「農林漁業体験（栽培文化）」や「山菜・キノコ・マタギ体験（採集文化）」など滞在型観光（スローライフ）基盤を整備することで、より高い地域経済効果を図るとともに、新たな産業構造基盤の再構築を実現させる。

## 3) 自然共生共死システムの構築（地元主動の管理体制確立）

通過型、滞在型を問わず人による自然利用は時として自然の再生力を上回ることがある。そこで、区域内の特定の利用者に負担を求めたり、地域住民の政策立案へ参加できる仕組みを作ること、利用と保全を経時的、地理的に両立させ、資源の持続的利用を実現させる。

## 4) 伝統維持、ネイティブジャパンのアイデンティティ再生

本地域は採集生活（山菜・キノコ・狩猟）と栽培生活（農林漁業）をバランスよく行うことで、自然環境と一定の共生・共死関係を維持してきた。近年里山農業の再認識により一部理解されつつある分野も存在するが、採集を中心とした独自の文化はまだよく認識されていない。このようなネイティブアメリカン・ネイティブオーストラリアンに通ずる文化性の一端が高度経済成長を果たした日本に存在することは、奇跡的なことである。この伝統文化を維持することは我が国のアイデンティティを保持することは、地域社会の自信を回復するとともに、将来的に外国人旅行者の増大に寄与することができる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、旧阿仁町の持つ特有のマタギ文化（山村文化）を中心とした、山間地域の生活文化への関わり等を再認識するとともに、従来のマタギ文化の中の一つである自家製濁酒製造事業を行うことにより、地域経済の活性化、地域ならではの魅力を再発見し、ひいては住民の自信・元気回復による地域再生が期待できるとともに様々な相乗効果が促進される。

(1) 交流人口の増加

従来、山村生活文化（マタギ文化）のひとつである自家製濁酒製造などにより、新たな観光素材としての阿仁の特徴を生かした起業を展開する事ができると共に、エコツーリズム、グリーンツーリズムのインストラクター、ネイチャーガイド育成とあわせ、質の高い都市間交流の目玉として交流人口の増加を図る事ができる。また、事業間連携による起業化活動・雇用機会の増加が見込まれる。

自家製濁酒製造事業件数の目標

項 目	現 在	17 年度目標	21 年度目標
自家製濁酒製造事業件数	0 件	1 件	5 件

グリーンツーリズム事業件数の目標

項 目	現 在	17 年度目標	21 年度目標
体験受入学校数・体験者数	2 校 70 人	4 校 140 人	8 校 280 人
インストラクター養成人数	1 人	3 人	5 人

エコツーリズム事業件数の目標

項 目	現 在	17 年度目標	21 年度目標
エコツーリズム事業件数	1 件	2 件	3 件
ネイチャーガイド（インタープリター）養成人数	15 人 （観光案内人）	25 人	30 人

(2) 観光消費額の増加

旧阿仁町の特徴である山村生活文化（マタギ文化）のを魅力的に周知することにより、滞在型観光への転換を図るとともに、山村生活とを含めた農業体験が可能になり他地域とは違った都市間交流を図る事ができ、高い経済効果が得られ、宿泊率・観光消費単価の増加は効率的な経済効果をもたらし、地域の所得の増加が図られる。

観光入込み数及び観光宿泊者数・体験受入学校数・体験者数の目標

項 目	現 在	17 年度目標	21 年度目標
観光入込み数	350,734 人	380,000 人	400,000 人
観光宿泊者数	9,193 人	12,000 人	18,000 人

観光入込み及び宿泊者数は平成 15 年度調査数である。

観光消費額の目標

項 目		平成 15 年度	17 年度目標	21 年度目標
観光消費単価	宿泊	15,934 円 / 人	18,000 円 / 人	25,000 円 / 人
	日帰り	857 円 / 人	2,000 円 / 人	5,000 円 / 人

平成 15 年 Gondola 運行時のアンケート調査による。

旧阿仁町内一人あたりの所得水準の目標

項 目	平成 13 年度	17 年度目標	21 年度目標
旧阿仁町内一人あたりの所得水準	1,645 千円	1,725 千円	1,737 千円

平成 15 年度秋田県県民経済計算年報による。

( 3 ) 耕作放棄地の再生化

耕作放棄地の活用が進み農業の振興と地域の活性化と共に農山村景観や自然環境の保全が期待される。

項 目	現 在	17 年度目標	21 年度目標
耕作放棄地面積	4 4 h a	4 3 h a	4 1 h a

8 特定事業の名称

7 0 7 特定農業者による濁酒の製造事業

1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

1 0 0 6 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別地域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

( 1 ) 特定事業に関する事業

グリーンツーリズム推進事業

近年山村農村と都市部を有機的に結びつける交流形態として、エコツーリズムやグリーンツーリズムが注目されている中で、本地域の雄大な自然資源、さらに特徴ある山村生活文化（マタギ文化）に根ざした優れた伝統文化を資源として、そこに住む地域住民が中心となり、里山における農林漁業体験からさらに一步踏み込んだ山村文化体験（採集体験）や狩猟文化の紹介を通じて、山間地域の生活文化を学んでいただくようなより質の高い旅行プログラムの提供を行えるよう、都市農村交流推進体制を構築し、推進方策の検証や実践を関係機関、団体、地域住民と一体となり事業を展開する。

インタープリタースキルアップ事業

自然への負担を最小限にとどめ、かつ自然を発見・体験する「インタープリテーションプログラムツアー（自然ガイドツアー）」が新たな旅行スタイルとして注目されてい

る中、地元の観光ガイド経験者を対象に、自然ガイドに対する理解を深め、ガイド、県、市、関係団体等と連携し事業を展開する。

#### 自然環境学習センター（クマサンクチュアリ建設事業）

ツキノワグマが生息し、日本に唯一のこるマタギ文化を育んだ当地域の貴重な原生自然を体験できる学習型観光拠点（ツキノワグマが山中で生活している状況を再現できる施設）とし、地域と交流を深めながら自然保護の啓発活動を展開する。

#### スキー場施設目的外利用事業

当地域にある阿仁スキー場のゴンドラ施設をスキー客以外にも開放する事で、既存施設の有効利用を図るため平成13年度より試験運行（6月、8月、10月）を行ってきており、本年度より本格運行している。今後、オールシーズンの期間限定運行を進め、レジャーや自然体験の多様性を演出して、自然環境と観光施設の魅力向上を地域住民、関係団体と連携しながら推進する。

#### 森吉山観光保全管理基金事業

自然資源の保全や適正利用を図るため、阿仁スキー場ゴンドラ利用者（冬季以外）から寄付金を募り、ゴンドラ運行時のパトロールや歩道整備、避難小屋し尿汲み降ろしなど、観光資源としての持続的利用を図ると共に、登山者の自然愛護思想の啓発活動を行う。また、将来的に公園管理財団の育成、移行を行う。

#### 情報共有化・発信機能向上事業

現在の観光情報は各市町村単位で行われておるのが現状で、当地域を含め周辺地域における自然資源、観光施設、文化等の魅力が観光客へ発信しきれていない状況である。今後、点での誘客ではなく、面での誘客を図るためにも周辺市町村が連携し、情報発信組織の確立と情報の共有化を図り、周辺市町村、民間、関係団体等連携を強化しながら、広域情報網の整備を推進する。

#### 2次アクセス改善事業

観光地点の交通アクセス整備を進め、旅行者の利便性を強化・充実し、誘客を図りやすくする。JR東日本、秋田内陸縦貫鉄道株式会社と連携しながら、首都圏・仙台圏等都市部からの誘客を促進する。

#### 阿仁川水産資源利用適正化事業（キャッチ&リリース設定事業）

当地域の河川とそこに生息する魚介類保全・保護するためキャッチ&リリース区間を

設定し、河川の利用規制をおこなう。現在、試験的に事業を行っているが、今後事業を継続し、啓蒙及び圏域全体への展開を進める。また、川魚の貴重な生態系保全と水産資源の持続的利用、溪流の自然景観PRを目的に行い、併せて地域の水産自然のブランド化を町、関係団体と連携を取りながら推進していく。

(2) 全国的に行われる規制緩和の活用

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

宿泊施設が、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われる送迎のための輸送に関する緩和措置。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、民宿、料理飲食店など)を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

山間生活(マタギ文化)に根ざしていた独特の文化を復活させ、滞在型観光(スローライフ)への転換、さらには都市と農山村の共生・対流を活性化するため、特区内(旧阿仁町全域)で旅館、民宿、料理飲食店、農家レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造し、販売・提供する。

この場合において本事業の実施主体として定められた特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6kl))の規定は、適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

都市と農山村の共生・対流が展開されている中で、本地域の豊かな自然や食文化・伝統文化など農業・農山村の生活空間に対する都市住民の期待に応えるため、農業・農山村が持つ資源を有効に活用することが求められている。

そこで、当該規制の特例措置による、旅館、民宿、料理飲食店等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する事業を活用することにより、従来のマタギ文化を再認識することができる。さらには地域経済の活性化、農業・農山村の魅力化が図られ、様々な相乗効果と展開が可能となる。また、本地域の特徴的な山間生活文化体験と併せた既存のグリーンツーリズムで他地域との差別化を図ることにより、滞在型の都市住民の受け入れ、滞在型観光客の誘客を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により濁酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要がある。

(別紙)

1 特定事業の名称

1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・貸付の主体 北秋田市
- ・借受の主体 本特別区域内において農業を行おうとする農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

北秋田市が所有者から借地した農地を特定事業の実施により耕作を行う法人に貸与する。なお、北秋田市は、特定事業の実施により耕作を行う法人と協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

5 当該規制の特例措置の内容

旧阿仁町は、平成12年の国勢調査において、人口4,443人に対し65歳以上の人口が1,669人と構成比37.6%は秋田県の23.5%を大きく上回る高齢化率県内一となっている地域である。(図表1)それに伴い、65歳以上の農業人口割合も平成2年度では19.9%であったものが、平成12年度には37.4%と140%もの伸び率となっており(図表2)、農業人口の高齢化と担い手農業者不足が深刻な問題となることが予想される。また、耕作放棄についても平成7年度には28haであったものが、平成12年度には44haと増加が進んでおり(図表3)、農山村景観の阻害や自然環境への影響も懸念される。今後、県・市・農業協同組合が連携し、地域との調和や適性かつ効率的な農地の利用を確保し、農山村の景観を維持するために、農業生産法人以外の法人の農業経営を可能とする農地法の特例措置を講じる必要があると判断し、耕作放棄地の拡大防止を図ると共に、農業者の雇用の場を確保し、地域の農業振興と地域活性化につなげるため特定事業を導入する事とする。

また、グリーンツーリズムの推進拠点施設などで、旅行者が農作業を体験ができる農地を用意する事で、当市の観光の魅力を更に向上させるためにも、当該規制の特例措置が必要である。

尚、参入する法人の要件として、当該法人には、農業担当役員が1名以上おり、年間150日以上農業に従事すること。また、当該法人と市との間で協定を締結し、農業に必要な土地は、市が農地所有者から借り受け、法人に貸し付ける方法によることとする。

(別紙)

1 特定事業の名称

1 0 0 6 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用  
増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の農地等の権利を取得し、旧阿仁町内に新規就農しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農地に関する権利の取得に際する下限面積要件を弾力化し、新規就農者等の受入れを促進することにより、農地の保全、有効利用を図ることが必要な本地域において、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を現状の50アールから10アール以上に設定する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

旧阿仁町の農業・農村では、小規模農家の離農による農家人口の減少、農業従事者の生産意欲の減退や高齢化の進行から遊休農地が増加し、農業・農村の活力が低下している現状の中で、今後、担い手不足が深刻化し、新たな遊休農地を生み出す可能性が高くなっている。

このため、旧阿仁町の全域において農地の権利取得後の下限面積要件を現状の50アールから10アール以上に緩和することにより、農業に参入しやすい環境が整えられ、新しい農業者と地域農業者による担い手を確保し、体験型農業の都市と農村交流など幅広い事業展開が期待できる。また、小規模で保全管理しやすい農地となることにより、遊休農地の解消や農業生産活動を活性化することで農家所得の向上、さらには、環境保全、水源涵養、田園風景や景観維持などの風土形成等、農地保全による農業・農村の多面的機能の再生が可能となり、活力のある地域づくりが図られることから特例措置の適用は不可欠である。

(2) 遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断した根拠

平成12年世界農林業センサス農家調査の耕作放棄地の動向(図表3)によると、平成12年の耕作放棄地面積は、44haとなっている。これは、平成7年センサス調査時

の28haに比べ、伸び率にすると157%の伸びであり、耕作放棄率では5.6%と急激に増えている。また、65歳以上の農業人口割合も平成2年度では19.9%であったものが、平成12年度には37.4%と140%もの伸び率となっており（図表2）、農業人口の高齢化と担い手不足が深刻な問題となることが予想される。

本地域は、「阿仁合地区」「大阿仁地区」の2地区からなっており、水田を主体とした複合経営が中心の土地利用がなされている。平成16年度地区別の低利用水田の状況調べ（図表4）によると、2地区全てにおいて効率的土地利用がされていない遊休農地化しそうな調整水田や自己保全管理水田が、水田本地面積に対して約3%～6%、地域全体水田本地面積227ヘクタールに対し、11.8ヘクタールの低利用水田があることが分る。以上のことから、遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断したものである。

### （3）現状の下限面積と計画で定めた下限面積の根拠

遊休農地は本地域に広く分布し、その多くは10アール規模の水田であり、また、調整水田や自己保全管理水田など、今後遊休農地化のおそれのある10アール未満の低利用水田が各地区に広く点在していることから、低利用水田を10アール区画から斡旋することにより、低利用水田の解消に努め、農地の生産性を上げていくものである。

本地域の営農類型にある畜産、野菜、花き等は、作目によっては10アールからの農地であっても所得の確保はできることから、10アールから農業経営を始め、より柔軟に小規模での農業経営を可能とし、個々の農業者に合った農業生産基盤をつくりながら、次の規模拡大へ結び付けていくものである。

10アールから農地を取得し新規就農する場合、現状の50アール以上に比べ、機械や施設整備、土地取得など多額の就農資金を要することがないことから、過剰な借入や投資を防ぎ、無理のない償還計画が立てられるなど、就農し易い環境がつくられる。以上のことから、新規就農者の多様な参画により農地の保全や農地の有効利用を図ることが必要な旧阿仁町の全域において、農地の権利取得後の下限面積要件の現状は50アールであるが、計画で新たに設定する下限面積を10アール以上とするものである。

### （4）農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないとする根拠

農業者の営農及び農地利用の概況は、稲作を基幹とし、畜産、野菜、花き等を組み合わせた複合経営が主体の営農であり、近年、生産調整面積の拡大に伴い、転作田を利用した麦、大豆、そばなどの土地利用型作物を振興してきた。しかし、一方では、10アール規模の調整水田や自己保全管理水田の低利用水田の活用が、地域ぐるみ農業の課題となっており、農地の効率的利用を大きく阻害している。米の消費が落ち込んでいる状

況から、水稻の作付面積が抑制されることも予想され、今後、大規模経営農家が農地取得により規模拡大を大きく進めることは厳しい状況にある。

農業者の今後の営農及び農地利用の意向は、平成 12 年世界農林業センサス農家調査の年齢別農業就業人口の推移（図表 2）によると、平成 2 年の農業就業人口 1,403 人であったものが、平成 12 年には 1,051 人であり、平成 2 年に比較して 75%と年々減少している。一方、65 才以上の老年人口は、年々増加傾向にあり、平成 2 年に比較し平成 12 年の伸び率は 140%となっている。（図表 2）また、平成 12 年の農業就業人口に占める老年人口の割合は 37.4%と著しく高く、農業従事者の高齢化や後継者不足がさらに進み、今後の営農に大きく影響してくるものと予想される。以上のことから、本地域において農業従事者の高齢化の進行と農業の担い手不足により、遊休農地を生み出す可能性と共に遊休農地の増加がさらに高くなると予想されており、地域的に意欲的な農地利用の意向は見込めない状況にある。

営農及び農地利用の将来見通しとしては、本地域の農用地は概ね基盤整備が完了したものの 10 a 規模の圃場が比較的多い、今後とも維持保全に努めるとともに、水田については、汎用化を進め高度利用を促進していかなければならない。しかし、全国一の高齢化率（図表 2）や耕作放棄地の増加（図表 3）からも予想されるように、遊休農地の解消と担い手対策が本地域の農業政策の重要施策であり、将来に向けてその取り組みを進めていかなければならない。

10 アールからの小規模農業経営の新規就農者の増加が、農地利用の面で問題を生ずるおそれがないように、就農相談の総括窓口は市農林課に置き、農地の斡旋を行う。さらに、あきた北央農業協同組合、農業改良普及センター、市農業経営改善支援センターの協力を得ながら支援体制の充実を図る。また、就農相談者が現地に出向き十分に状況を把握し、相談者の意志の確認、技術力や資金力の判断、10 アールからでも所得確保に結びつく作目の選定等、就農してから確実に実行できる計画かを確認しながらアドバイスをおこなっていく。

就農しようとする集落においては、関係機関や団体の協力のもとに農村振興会や地域担い手と集団的農地の利用や農作業の共同化等の話し合いを持ち、地域の担い手として明確化し地域の労働力として確保する。

本地域において農業従事者の高齢化が進行し、後継者不足と営農意欲の減退により、遊休農地を生み出す可能性がさらに高くなると予想される状況において、10 アールからの意欲ある新規就農者を柔軟に受入れ、小規模圃場での高所得、高付加価値農業経営を可能とし、水田の汎用化を促進し、地域の労働力を確保する。また、小規模農業経営の新規就農者の増加が、農地利用の面で問題を生ずるおそれがないように就農者受入体制を整えることにより、集団的な農地の利用や農作業の共同化に支障を及ぼすおそれはないものと判断するものである。

(5) 将来的に1006の特例により許可を受ける者の見込人数

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 21 年
1 人	2 人	3 人	5 人

図表 1 旧阿仁町の人口と人口構造の推移 (単位:人、%)

項 目	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	伸び率(b)/(a)
総 人 口	5,112	4,855	4,443	86
20 歳未満	942 (18.4)	813 (16.7)	632 (14.2)	67 (4.2)
65 歳以上	1,253 (24.5)	1,521 (31.3)	1,669 (37.6)	133 (13.1)

資料:国勢調査

図表 2 旧阿仁町の農業戸数と農業就業人口構造の推移 (単位:ha、%)

項 目	平成 2 年度(a)	平成 7 年度	平成 12 年度(b)	伸び率(b)/(a)
農 家 戸 数	547	493	435	79
農 業 就 業 人 口	1,403	1,241	1,051	75
16 歳~29 歳	96	62	58	60
(割 合)	6.8	4.9	5.6	1.2 減
30 歳~59 歳	812	626	466	57
(割 合)	57.9	50.5	44.3	13.6 減
60 歳~64 歳	215	172	134	62
(割 合)	15.4	13.9	12.7	2.7 減
65 歳以上	280	381	393	140
(割 合)	19.9	30.7	37.4	18.4 増

資料:農林業センサス

図表 3 旧阿仁町の経営耕地面積と耕作放棄地の面積の推移 (単位:ha、%)

項 目	平成 7 年度(a)	平成 12 年度(b)	伸び率(b)/(a)
耕作放棄のある農家数	103	160	155
経 営 耕 地 面 積	400	348	87

耕作放棄地	28	44	157
耕作放棄率	7	12.6	5.6

資料：農林業センサス

図表4 平成16年度(旧阿仁町)地区別の低利用水田の状況調べ (単位: ha)

地区名	調整水田面積	自己保全管理水田面積	合計面積	水田本地面積
大阿仁地区	0.5 (0.4%)	7 (5.8%)	7.5 (6.3%)	120 (100.0%)
阿仁地区	0.2 (0.2%)	4 (3.7%)	4.2 (3.9%)	107 (100.0%)
計	0.7 (0.3%)	11 (4.7%)	11.8 (5.2%)	227 (100.0%)

( )は、水田本地面積に対する割合